

## Second Intercollegiate Negotiation Competition Newsletter Vol.2, No.3(2003)

本日が役職登録の期限です。まだ済んでいない大学は、宜しく御願います。

さて、大量の質問を有難うございました。運営委員会からの回答をお知らせします。前回同様、似たような質問はまとめ、また、問題文から読み取れるはずである等回答する必要がないと考えたものについては回答していません。なお、ブルー社については、ブルー社の秘密情報に関する質問に対する回答がありますので、別途ブルー社の代表者にお送りします。レッド社の秘密情報については運営委員会からの回答はありません。

11月12日が質問期限ですので、今後の質問は基本的に受け付けませんが、今回の回答との関係でどうしても質問があるという場合には、速やかに運営委員会に問い合わせを行ってください。

また、ラウンド B の相対交渉との関係で規則を修正します。このこととの関係で、既に登録した役職を変更したい場合には、11月19日(火)までに運営委員会に連絡してください。

更に、最後に、問題の世界と現実の世界の関係について、解説を掲載しました。

今回のニュースレターの情報は非常に重要なものが多いので、しっかりと熟読し、チーム内で徹底してください。

では、寒くなりましたが、頑張ってください。

### 1. 質問に対する回答

#### ○ 契約書に関する質問

1. Attachment 2 の契約書第1条における“Exhibit A”というのは、どこにあるのでしょうか。

→Exhibit A には契約の対象となるインフルエンザ治療薬の詳細(製品名、製品番号等)が記載されていますが、本件では単にブルー社が製造した X 型用インフルエンザ薬と考えて頂ければ結構です。

2. 契約書はレッドとブルーどちらが作成したのでしょうか？

→JV 契約、売買契約とも、どちらか一方が作成したというのではなく、両社の法務部が十分検討のうえ、双方の修正案を加えて作成されました。

#### ○ ラウンド A 関係

1. FAX を送信した部長と仲裁の時の部長が変わってしまっているという設定でもよいのでしょうか。

→レッド社・ブルー社とも、FAX のやりとりを行った医薬品部長は仲裁時点でも医薬品部長をつとめています。

2. ネゴランド国におけるインフルエンザの被害はどのようなものだったのでしょうか？(死亡者数など。できれば 2003 年 11 月～2004 年 3 月までの月ごとの推移がどのようなものだったのか分かればと

思います)

→2003年冬の死亡者数は100人くらいです。

3.アービトリア国政府の指導があったとありますが、実際に輸出しようとした場合にはアービトリア国の許可が必要だったのですか。

→許可は必要ありません。

4.アービトリア国、ネゴランド国はニューヨーク条約の当事者でしょうか。

→当事者です。

5.前年はインフルエンザ薬が3月頃までの期間で良好な利益があったとありますが、問題の年は、1月以降、売れなくなったとあります。これはどうしてでしょうか？インフルエンザ流行のピークが違うということでしょうか？

→最も売れる時期が12月であったことが理由です(2002年度も12月から2月まで満遍なく売れたわけではありません)。特に、2003年度は、昨年の大流行を経験した多くのネゴランド国民が、早めに薬を買い置いておこうと考えました(2002年度には地域によっては薬不足になったところもありました)。また、12月上旬から競合他社の競合製品がマーケットに大量に流入し、ネゴランド国で非常に普及したことが挙げられます。消費者が買い置きをするであろうことはレッド社も予測していましたが、競合他社がここまで検討するとはレッド社にとっても予想外でした。競合他社の広告戦略が成功したことも理由の一つだと考えられています。

#### ○ ラウンドB 関係

1.財務諸表中の知的財産権の1000万という数字はどう換算して出てきたものですか？

→ネゴランド国の会計基準に基づいて開発費用の一部を資産として計上しているものです。しかし、この金額は当該知的財産権が実際に有する価値を反映しているものではありません。

2.2007年現在のブルー社とレッド社の財務状況を教えてください。

→ブルー社の有価証券報告書によると塩ビ・ソーダ部門等の不調はあるものの、毎年何とか赤字は回避しており、内部留保も数千億円規模と十分あります。

3.「イエロー社の清算をすることを決めた」という「清算」とは何を意味するのでしょうか。清算の中に存続や合併も含まれるのでしょうか？

→含まれません。イエロー社の事業をイエロー社として継続したり、イエロー社をいずれかが子会社化することはありませんし、イエロー社をレッド社あるいはブルー社が合併することは今回の選択には含まれていません。

4.イエロー社の研究者の中に、レッド、ブルーから以外に、イエロー社で採用した人はいるのでしょうか？

→現在残っている50名の中にはいません。

5. イエロー社の特許を利用してブルー社が開発した「新薬」は、X型、新X型に高い効能を発揮するものであると考えて差し支えないか。

→2003年当時の治療薬を大幅に改良したもので、X型、新X型にも効能を有しています。

6. イエロー社の研究を継続して成果を挙げるには、イエロー社の研究者を雇用することが必要なのでしょうか？それとも研究資料等からレッド社あるいはブルー社の研究者のみで研究の続行が可能なのでしょうか？

→イエロー社が特許として公開したものを除き、イエロー社がこれまで行ってきた研究を引き続き継続し、合理的な期間内に成果を挙げるためには、イエロー社の現存する研究者のうち、3/4の研究者を雇うとともに、年間20億円程度の研究資金を投下する必要があります。また、研究施設も最低でも現在イエロー社が保有しているのと同レベルのものを備える必要があります。それなしには、研究の継続は非常に困難です。

7. イエロー社の特許がないと、改良したインフルエンザ治療薬をブルー社は生産できないのでしょうか？

→イエロー社の特許がない場合には、新薬は製造できません。特許は関係国全てにおいて、イエロー社が特許権者として登録されています。新たな技術を開発する可能性はありますが、それには時間と費用がかかります。特許は最低でもあと5年は有効です。

8. 長期借入金、短期借入金についてイエロー社内部ではどのような手続が行われたのでしょうか？

→JV 契約及びネゴランド国会社法に基づいて適切な手続が踏まれています。

9. 短期借入金の目的は何でしょうか？

→運転資金です。

10. 問題の9ページ(ラウンドB交渉)の上から5行目より「イエロー社が特許を取得し、ブルー社はそれを利用して新薬の開発に成功した」とありますが、ブルー社はどのように利用しているのですか？

→ブルー社はイエロー社からライセンスを得て、自社の工場で製造しています。

11. インフルエンザ治療薬を増幅する成分はどうやって発見されたのですか？

→インフルエンザ治療薬の効能を増幅する成分の発見は、遺伝子組替ヒト成長ホルモンの研究の過程で偶然発見されたもので、その成分の利用可能性をイエロー社内的小グループで研究した結果、ブルー社のインフルエンザ治療薬の効能を増幅するのに有効であることが発見されたものです。

12. イエロー社の研究者が抜かれたとされていますが、どちらの会社で何名抜かれ、現在は何名いるのでしょうか？

→現在の研究者数は50名です。ピーク時は100名くらいいましたが、そのときも8割方はレッド社出身者でした。但し、研究の重要情報を管理する管理職にはブルー社の出身者もレッド社の出身

者と並んで配置されていました。従って、研究成果について、レッド社側あるいはブルー社側の職員のみしか知らないということはありません。現在の研究者 50 名は、引き抜きが続いたことで研究継続が困難になってはいますが、イエロー社に愛着を感じており、可能であれば全員が引き続き雇用され、研究が再開できるようになることを望んでいます。

13. イエロー社の社長はどちらから出向していますか？

→現在の社長はブルー社出身者です。

14. 差別問題、告発文がでる前に、レッド社はブルー社へ何かしらクレームをしたのでしょうか？ イエロー社には人種差別罰則等の社内規定はありますか？

→イエロー社の取締役会等でそのようなことが問題とされたことはありますが、正式にレッド社がブルー社に対してクレームをした事実はありません。イエロー社においても、通常の会社におけるのと同様、人種差別を禁じる社内規定はあります。

15. イエロー社の財務諸表のなかの「製品」とはなんのでしょうか。イエローファーマシーと異なりイエロー社は研究開発が業務ですが、そこでの製品とは？

→イエロー社の製品は、一般の市販薬です。処分しようとしても、簿価の半額くらいでしか売れません。

16. また売掛金の対象は？ イエローファーマシーは対象でなく外部の第三者会社と考えていいでしょうか？ 回収可能と考えればいいのでしょうか。

→回収可能と考えてください。

17. ブルー社からイエロー社へ派遣された社員の給与水準は、アービトリア国の平均より低くなるのでしょうか？

→給与水準の差はブルー社が補填します。

18. レッド社とネゴランド国の関係はどのようなものなのでしょうか？

→問題に記載されたもの以外に重要な情報はありません。

19. イエロー社の買掛金債権者は誰か。

→第三者です。

20. ネゴランド国には倒産法はあるのか。会社の清算に関する規定はどのようなものか。

→ネゴランド国には日本の破産法、会社更生法と同じような法律があります。また、会社法の中の会社の清算に関する規定は日本の会社法と似ています。

21. アービトリア国、ネゴランド国は知的財産権に関する国際条約(パリ条約など)に加入しているのでしょうか。

→加盟しています。

## ○ 規則関係

1.ユニドロワ原則の公式日本語訳はNBLとされていますが、NBLの訳に載っていない official comment や illustration また判例を持ち出す際には日本語チームは訳を提出する必要がありますか？

→オフィシャル・コメント(そこで記載されている illustration も同じ)については、訳出する必要はありません。現在、運営委員会で対応を検討中であり、後日連絡致します。

→判例(仲裁判断例等についても同じ)は規則の資料の規定に従い、翻訳する必要がありますが、英語等で書かれた判例の全文を翻訳するのは過剰な負担ですので、以下のように規則を修正したいと思います。

### ・判例・仲裁判断例の利用

日本語の部において日本語以外、英語の部において英語以外の判例・仲裁判断例を資料として使用する場合には、判例全文を翻訳する方法のほか、原本に次のような項目を日本語で書いた書面(「判例メモ」と称します)を添付して資料として提出することができる。なお、参照できる原本が既にサマリーである場合には、当該サマリーについて、全文の翻訳、あるいは、判例メモの添付のいずれかの方法を選択できる。但し、サマリーを利用した結果、記述が抽象的で不明確である場合には、その資料としての価値も低下することに留意されたい。

- ① 裁判所・仲裁廷、裁判年月日、出典
- ② 事実の概要(当事者、経緯、請求内容)
- ③ 争点と裁判所の判断の概要(当該判決における全ての請求内容と争点を掲げること。箇条書きで簡潔にまとめたもの)
- ④ 当該判例と自己の主張との関係
- ⑤ 自己の主張を根拠付けるために引用する部分の翻訳

2.英語チームの round A B 中チーム内での打ち合わせも英語で行うと規則で規定されていましたが、日本語での筆談を行った場合減点の対象となるのでしょうか？

→減点対象とはなりません。

3.仲裁において相手会社の担当者の証人尋問はできるのでしょうか。

→できません。

4.準備書面では、ブルー社・レッド社とも全ての論点に言及する必要があるのでしょうか？

→すべての論点について言及してください。相手方の基本的な主張は問題文に記載されておりですので、それを前提にしてください。準備書面は枚数が限られていますので、文章を簡潔にし、番号を用いて整理する等、論理構造がわかりやすいように整理してください。準備書面は相手方にも事前に関示されます。準備書面に記載されていない主張をラウンド A で行うことは許されて

います(準備書面に記載していない主張をしたことのみにより、減点の対象とはしませんが、準備書面それ自体も評価の対象となることに注意してください)。

○ ニュースレター2での回答に対する質問

1.<問題に関する質問の5>

回答の中で、「11月17日から12月15の間には、～(略)～ブルー社からは別紙7と同内容の連絡がなされる～」とありますが、「別紙7」は「別紙5」の誤記ではないでしょうか？

→そのとおりです。ご指摘ありがとうございます。訂正します。

2.<問題に関する質問の13>

後年一新されたというイエロー社保有の不動産・設備はいつ一新されたのですか？

→20055年頃です。

3.<問題に関する質問の15>

Yellow Pharmaciesの株価について、News Letterでは、簿価＝時価と考えるようになっていますが、問題文では取得価格となっているのは、どちらが正しいのでしょうか？

→いずれも正しく、取得価格＝簿価＝時価と考えてください。

4.<争点関係②>

ラウンドAの争点2ではハードシップを適用できないということでしょうか？

→ハードシップは適用されません。UNIDROIT6.22条から6.23条に定められたハードシップの効果は、再交渉要請→合意不達成→裁判所へ契約解消あるいは契約改訂に関する判断請求ができるということです。これに対して、本件事案は契約の再交渉や、解消・改訂を求めるものではないからです。すなわち、本件事案では、既に再交渉や契約の解消・改訂によって何らかの解決を図れる段階を過ぎており、現に発生した損害をいずれの当事者が負担するかということが問題となっているのです。」

2. 規則の修正

規則8(2)を以下のとおり修正します。相対交渉は社長によるものに一本化し、弁護士同士、医薬品部長同士の相対交渉の義務付けを廃止します。

各チームのどのメンバーが交渉に参加するか、どのような手順で交渉を行うかも二大学間の交渉による。但し、お互いの社長同士による相対交渉の時間を20分以上設けなければならない。社長同士による相対交渉は以下のような条件で行われるものとする。

- ・ 社長同士の会いたい交渉で交渉すべき内容、タイミングは各チームの任意である。
- ・ 本規則に定める相対交渉を開始する場合には、審査員に申し出た上で行うこと(本規則に定める相対交渉とは別に、追加的に社長同士の相対交渉を行う場合には、その必要はない)
- ・ 相手チームと話すことができるのは社長のみである。

- ・ 他のメンバーは社長より一列下がった場所に位置して陪席することができる。他のメンバーは社長にメモを渡すことができる。
- ・ 社長は必要な場合には他のメンバーに相談することができる。

### 3. 問題の世界と現実の世界について

問題文では、経口タイプのインフルエンザ治療薬が問題となっている点、人命を救えるような薬が店頭で販売されている点、レッド社の仕入れ価格とレッド・ファーマシー社での店頭販売価格が同一である点、利益率が1%である点等、現実の世界とは異なる設定がなされています。本コンペティションは問題で設定された架空の事実を前提に行われるものですので、問題文に明記されている事実については、それが優先します。しかし、それを現実と混同することのないようにしてください。

利益率を1%として設定した結果、例えば、ラウンドAでは、逸失利益の額が非常に小額となっていますが、ラウンドAの評価においては、金額の多寡は問題ではありませんので注意してください。

問題文で全ての事実について設定がなされているわけではありません。そのような部分は、現実の世界において一般に生じていること、理解されていることで補うこととなります。しかし、本コンペティションの目的は、ある事実の真偽を争うことではありません。一方の当事者が問題では設定されていないある事実を主張し、他方当事者がそれに同意した場合にはその事実を前提にコンペティションが行われることとなりますが、他方当事者がその事実を争った場合には、いずれの主張が真実であるかを定めることは本コンペティションの目的ではありません。問題文にかかれていない事実を巡って当事者間で争いが生じ、それがラウンドの進行にあたって問題となる場合には、審査員が何が本コンペティションとの関係で事実であるかを決定することがあります。その場合には、審査員が決定した事実を前提にラウンドが継続されます。

以 上

編集・発行 インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション  
運営委員会 (NEGOCOMC) [negocom@osipp.osaka-u.ac.jp](mailto:negocom@osipp.osaka-u.ac.jp)  
ホームページ: <http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter/index.html>